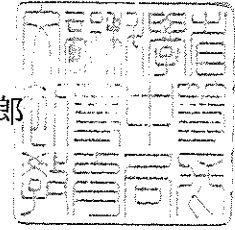




26文科初第1322号
平成27年3月27日

各都道府県・指定都市教育委員会委員長
附属の義務教育諸学校を置く各国立大学法人学長 殿
各 都 道 府 県 知 事

文部科学省初等中等教育局長
小 松 親 次 郎



(印影印刷)

平成28年度及び平成29年度在外教育施設派遣教員の
推薦について(依頼)

文部科学省においては、我が国の主権の及ばない外国で生活する日本人の子供に対し、国内における教育の機会均等及び義務教育無償の精神に沿って、日本国民にふさわしい教育を行うとともに、併せて国際性を培うことを目的とした施策を実施しているところですが、その一環として、在外教育施設に対する教員派遣を行っています。

日本国内とは異なる社会や文化、教育制度等を有する在外教育施設への教員派遣は、当該在外教育施設の教育水準の維持・向上に資するのみならず、派遣された教員にとっても、資質能力及び指導力の向上につながると考えております。更に、帰国後も学校や地域における教育の国際化の推進、国際理解教育や帰国・外国人児童生徒教育の充実を図る上で大きな役割を果たすことが期待されます。

については、以上の趣旨を十分御理解の上、別添「平成28年度及び平成29年度在外教育施設派遣教員の推薦及び選考手続について」に基づき、貴管内の義務教育諸学校に周知いただいた上で、派遣教員として適当と認める者を御推薦くださるようお願いいたします。

近年、在外教育施設においては、児童生徒数が増加傾向にあり、多様な学習内容・方法を通じた教育活動の充実が望まれている一方、必要な教員数の確保に苦慮しております。このことに御理解いただき、派遣教員の推薦に一層の御協力をお願いします。

なお、本依頼は平成27年度予算決定後に正式なものとなりますので、御留意ください。

〈本件連絡先〉

文部科学省初等中等教育局
国際教育課教職員派遣係

TEL 03-6734-2440

FAX 03-6734-3738

E-mail zaigai@mext.go

平成 28 年度及び平成 29 年度在外教育施設派遣教員の推薦及び選考手続について

1 推薦人数

(1) 公立学校

平成 28 年度及び平成 29 年度在外教育施設派遣教員の推薦人数については、平成 28 年度派遣教員候補者（いわゆる「即派遣者」）は平成 27 年度末をもって帰国が見込まれる派遣教員と同数を、また、平成 29 年度派遣教員候補登録者（いわゆる「登録者」）は平成 28 年度派遣教員候補登録者数と同数程度を基本としますが、その数にとらわれず可能な限り多くの教員の推薦に御協力願います。

更に、派遣教員（管理職（校長、副校長及び教頭をいう。以下同じ））については、教員派遣を行う在外教育施設の数に応じた一定数が必要ですが、近年は、管理職の推薦が減少する傾向にあります。管理職についても、可能な限り多くの教員を推薦願います。

(2) 国立大学法人及び学校法人(私立学校)

推薦を依頼する人数については特段定めませんので、派遣教員として適当と認める者を選考の上、推薦願います。

なお、国立大学法人においては、以下 9 の留意事項⑩を参照の上御留意ください。

2 提出書類

次のア～ウの書類については郵送で、エについては電子ファイル(Excel)に入力したものを E メールで文部科学省国際教育課宛に送付願います。（指定都市を有する道府県教育委員会においては、指定都市分を取りまとめて送付願います。）

ア 在外教育施設派遣教員選考調査票 1 部

イ 在外教育施設派遣教員推薦書（学校長等が記入） 1 部

ウ 人事記録カード（原本証明をしたもの） 1 部

（学歴・免許等の資格取得後の経歴及び俸給等の決定について分かる詳細なもの）

エ 在外教育施設派遣教員選考調査票データ 1 部

※ 上記エの様式（電子ファイル）は、都道府県並びに指定都市教育委員会に別途送付します。国立大学法人及び私立学校については、推薦に当たって国際教育課メールアドレスまで事前に御連絡下さい。追って送付いたします。

3 提出期限

(1) 管理職 6 月 12 日（金）必着

(2) 教諭 6 月 19 日（金）必着

4 文部科学省の行う選考

文部科学省では、在外教育施設派遣教員先行実施要項（昭和 59 年 7 月 17 日文部省教育助成局長裁定）（以下、「実施要項」という）に基づき、所属機関の長から推薦された者について書類審査を実施し、後日別途通知するとおり、平成 27 年 7 月から 8 月にかけて

面接等による選考を行う予定です。

面接会場については、管理職は7月下旬に東京で実施し、教諭は7月下旬から8月にかけて東京・大阪・福岡の各会場で実施する予定です。

5 派遣教員候補者及び派遣教員候補登録者等の決定

文部科学省は、実施要項に基づき、平成28年度派遣教員候補者及び平成29年度派遣教員候補登録者等を決定します。

6 派遣教員の身分・任期

在外教育施設に派遣される教員は、教育公務員特例法第22条第3項に基づく長期の研修出張扱いとなり、文部科学大臣から在外教育施設における教育に従事することを委嘱されます。

派遣期間は、原則2年間です（※本人が延長を希望する場合には、評価等に応じて2年を限度として1年毎の延長が可能です。ただし、赴任国の事情によっては、ビザや所得税等の課税状況等を鑑み、予め赴任期間の上限が定められている場合があります）。

7 派遣教員に係る経費

文部科学省では、公立学校及び私立学校の派遣教員に係る経費を在外教育施設派遣教員経費委託費として都道府県に交付します。

8 派遣教員に対する旅費及び在勤手当の支給

文部科学省は、在外教育施設教員派遣規則（昭和56年文部省訓令第27号）（以下、「派遣規則」という）に基づき、派遣教員に対し旅費及び在勤手当を支給します。

9 推薦に当たっての留意事項

派遣教員として適当と認める者の選考及び推薦に当たっては、実施要項に基づき、以下の点に十分留意願います。

(1) 所属機関担当者に留意いただきたいこと

- ① 既婚者において配偶者を同伴せず、かつその間に子がいる場合、派遣期間中のその子の養育について十分に検討がなされていることを確認の上、推薦すること。
- ② 同伴家族として帯同することができるのは、配偶者並びに18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子等であること。
- ③ 「在外教育施設派遣教員選考実施要項の一部改正について（通知）」（平成23年4月12日付け23文科初第85号初等中等教育局長通知）のとおり、派遣教員の資格における年齢制限が撤廃されたこと。
- ④ 在外教育施設は小学部と中学部が併設されており、教員は必要に応じて小学部と中学部を兼ねて担当する場合があることから、小学校教員免許及び中学校教員免許の両方を有する者が望ましいこと。
- ⑤ 一般的に在外教育施設においては、中学部に在籍する生徒数に対して、小学部に在籍する児童数が圧倒的に多いことから、教諭の推薦者数については、小学校教員

数が中学校教員数を上回るよう配慮願いたいこと。

- ⑥ 推薦者が有する免許状の教科のバランスに配慮願いたいこと（近年は、中学校の社会、英語、保体の免許状所有者数が必要数に比して多い一方、中学校の数学、理科、音楽の免許状所有者数が足りない傾向が見られる）。
- ⑦ 夫婦ともに教員の場合で、そのいずれか一方が派遣教員として、他方が配偶者として海外に赴く際は、地方公務員法の改正に伴う配偶者同行休業制度の創設の主旨を鑑み、帰国後に配偶者が教職に復帰する途を開くなど、その処遇について十分に配慮願いたいこと。
- ⑧ 派遣教員が意欲的に職務に専念するためには、派遣教員に対する配偶者の理解と支援が必要不可欠であることから、推薦のための選考にあたっては、配偶者の自覚や見識等についても十分考慮願いたいこと（教員の選考段階においてできる限り配偶者の見識等を確認することが望ましい）。
- ⑨ 各都道府県教育委員会等においては、教員の定期健康診断の結果等を踏まえ、選考の際には、当該教員ならびに家族の健康面について十分に確認願いたいこと（近年、派遣直前や派遣後に心身の持病や既往症を訴え、現地での体制に支障が生じるケースがあるため）。
- ⑩ なお、候補者の健康診断書の提出については、10月9日（金）以降に健康診断を受診し、診断書を11月18日（水）（必着）までに提出すること。
- ⑪ 国立大学法人附属学校から派遣される教員については、国立大学法人東京学芸大学の附属学校に採用のうえ、同大学国際教育センター共同研究員として在外教育施設に派遣されることとなるので、あらかじめ同大学と連絡調整の上、推薦すること。
- ⑫ 派遣教員が体調不良等により派遣期間を短縮して帰国することとなる場合、後任の補充を所属機関へ依頼することとなるので、その点を踏まえて資質、心身の健康状態等を十分に確認すること。
- ⑬ 在外教育施設派遣教員の在勤手当に対して、赴任先によっては、所得税等を課税する国があります。文部科学省では、在勤手当が課税対象となった場合、税金という性質上課税額の補填は行っておりません。

スペインにおいては、派遣教員の経済上の負担に鑑み、所得税が免税となる2年間を上限として派遣期間を設定しています。

また米国においては、赴任3年目から連邦税（所得税）や社会保障税等が課税されることとなっています。

その他の国についても、仮に派遣教員の在勤手当が課税対象となった場合は、学校運営委員会もしくは派遣教員個人が税金を負担することを条件として、派遣期間の延長を認めています。ただし、派遣先の状況によっては、本人の希望や評価に関わらず、任期を延長できない場合もありますので御留意ください。

(2) 派遣教員を希望する者に周知いただきたいこと

- ① 派遣先の在外教育施設については、文部科学省において諸条件を総合的に勘案して決定するため、必ずしも本人の希望どおりにはならないこと。また、文部科学省による選考受験後の辞退は認められないこと。

- ② 「在外教育施設派遣教員選考実施要項の一部改正について（通知）」（平成 24 年 4 月 12 日付け 24 文科初第 37 号初等中等教育局長通知）のとおり、派遣教員の資格における配偶者同伴の原則が撤廃されたこと。なお、選考調査票に記載した配偶者同伴の有無について、選考調査票提出後に原則変更が出来ないことに留意の上、よく家族の理解を得ること。
- ③ 配偶者を同伴する際、公用旅券の意義を踏まえ配偶者に就労が認められていないこと。また、配偶者が一時帰国する際の規則等については、派遣教員に準じることへの理解を得ること。
- ④ 在外教育施設は小規模校が多く、必要に応じて複式授業や免許外教科を担当する場合があること。また、管理職であっても必要に応じて授業を受け持たなければならないこと。
- ⑤ 在外教育施設への派遣期間中は、派遣教員等の相互扶助を基礎に、福利厚生観点から、従来より本人及びその帯同する家族の全員加入を原則としている在外教育施設派遣教員等医療補償制度があること。詳細については、海外子女教育振興財団のホームページにて確認すること。
(URL : <http://www.joes.or.jp/iryo/index.html>)
- ⑥ 在外教育施設派遣教員の在勤手当については、外務公務員の支給水準（外務省法令基準）を参考に、各派遣教員の派遣先・派遣職種・教職経験年数などに基づき決定されること（外務公務員の支給水準については、年度途中の法令改正により、変動することがある）。
- ⑦ 本制度について理解し、留意事項を確認した上で、選考調査票に必要事項を正確に記入すること（虚偽記載や記入漏れがあった場合、遑って派遣教員の委嘱を解くことがある）。

[別添資料]

- (1) 在外教育施設教員派遣規則
(昭和 56 年 4 月 20 日文部省訓令第 27 号、最近改正平成 26 年 8 月 1 日)
- (2) 在外教育施設派遣教員選考実施要項
(昭和 59 年 7 月 17 日文部省教育助成局長裁定、最近改正平成 27 年 3 月 12 日)
- (3) 在外教育施設派遣教員委託費交付要綱
(平成 15 年 4 月 1 日文部科学大臣決定、最近改正平成 23 年 4 月 1 日)